



## 妻東地区・妻西地区の ごみの特別収集のお知らせ

今年、ゴールデンウィーク期間中の特別収集は行いません。

なお、妻東地区と妻西地区においては、「プラスチック製容器包装類」の収集日が2回連続で休日（4月29日、5月6日）となることから、「プラスチック製容器包装類」の特別収集を次のとおり行います。

特別収集日	収集する地区	収集するごみ
4月30日（木）	妻東地区 妻西地区	「プラスチック製容器包装類」

※ごみは必ず収集日当日の朝8時までに決められた集積所へ出してください。

【粗大ごみ置場】※祝日は「休み」です

搬入時間 8:30～12:00、13:00～16:30

（文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485）

## 井戸水使用世帯の下水道使用料に係わる 人数変更について

公共下水道・農業集落排水を使用中的の方で、上水道と井戸水との併用、または井戸水のみを用水源としている世帯については、下水道使用料の認定は世帯人数により算定しております。

就学等による長期不在や出生・死亡等による世帯人数の変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。

ご不明の点は、以下までご連絡ください。

（文書取扱・問合せ：上下水道課 下水道工務係 43-1326）

## 消毒用アルコールの 安全な取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは、濃度によって消防法で定められている危険物（第4類 アルコール類）に該当するものもあります。消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります。つきましては、以下の事項に留意して、貯蔵・取扱いを行っていただきますようお願いいたします。

◎合計80リットル以上を貯蔵及び取り扱う場合は、西都市火災予防条例や消防法の規定が適用されますので、消防本部までご連絡ください。

### 使用上の注意事項

1. 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと
2. 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替えは、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること
3. 消毒用アルコールの容器を保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと
4. 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意すること

（文書取扱・問合せ：消防本部 予防課 43-2477）

## 子宮頸がん検診(20歳以上)のご案内

【対象者】西都市に住民登録のある20歳以上の女性の方（年度年齢）

【料 金】1,000円

※西都市国民健康保険加入者 600円（保険証を提示）

※JA 西都女性部に加入の本人・家族 400円（助成券を持参）

※以下に該当する方は**無料**です。

- ①満70歳以上の方（保険証を提示）
  - ②65歳以上の方で後期高齢者医療の障害認定を受けている方（保険証を提示）
  - ③市民税非課税世帯の方  
（税務課発行の世帯の課税証明書を提示。コンビニ発行不可）
  - ④生活保護世帯の方（生活保護受給証明書を提示）
  - ⑤前年度20歳になられた方  
（平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの方）
- ※検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。

【検査内容】問診、視診、細胞診

≪**集団検診**≫ 申込先：健康管理課 健康推進係 43-1146

※申込みは随時受け付けています。定員になり次第受付終了です。

※小さなお子さんがいてなかなか検診に行けないお母さんへ  
集団検診の場合、検診中にお子さんをお預かりすることが出来ます。  
ご希望の方は申込みの際にお伝えください。

日程	受付時間	検診場所	申込期限
6月25日(木)	9:00～9:15	JA東米良支所	5月22日(金)
	11:00～11:30	市役所穂北支所	
	14:00～14:30	三財地区体育館	
7月15日(水)	9:30～11:00	西都市民会館	6月12日(金)
	13:30～14:00		

【当日持参するもの】保険証、自己負担金、検診受診票、  
がん検診受診券はがき（緑色）  
※検診受診票については事前に郵送します。

【注意事項】

- 妊娠中の方や妊娠の可能性のある方は、集団検診は受診できませんのでかかりつけの病院で受診してください。
- 最近6か月以内に不正性器出血（一過性の少量の出血・閉経後の出血等）、月経異常（過多月経・不規則月経等）がある方は、再検査になる可能性があるため医療機関での受診をお勧めしています。
- 生理中の検診は、再検査になる可能性があるため避けましょう。
- 着脱の楽な服装で受診しましょう。ズボンよりフリースカートが便利です。

≪**医療機関による個別検診**≫（5月～令和3年2月28日）

※指定医療機関に直接お申込みください。

河野産科婦人科医院 22-0341	坂田病院 22-3426	古賀総合病院 0985-39-8888
はまだレディース クリニック 0985-39-0087	細川レディース クリニック 0985-22-7313	ひろしま通り ウィメンズクリニック 0985-60-7807
はた産婦人科医院 0985-28-3511	花ヶ島ウィメンズクリニック 0985-25-8883	
まつ婦人科クリニック 0985-62-3555	さがら病院宮崎（旧プレストピア宮崎病院） 0985-29-3850	

※市の子宮頸がん検診で受診できるのは、**集団検診・個別検診・妊婦健診時**の子宮頸がん検診のいずれかになり年度内に1回のみです。

（文書取扱：健康管理課 健康推進係）

## 骨粗鬆症検診のご案内

女性は、男性と比べてもともと骨量が少なめです。また、閉経前後を境目に、女性ホルモンが減少しますので「カルシウムの吸収率」が低下します。そのため、女性は40歳代から骨量が減少し始め「骨粗鬆症」が発症するといわれています。放置しておくと、腰痛や背部痛などの自覚症状が現れます。動作に支障をきたすだけでなく、進行すると「骨折」を引き起こし「寝たきり」となる要因のひとつといわれています。

自覚症状のない時期に、まずは検診を受けて、ご自身の骨の状態を確認しましょう。同時に食生活や運動などの生活習慣を見直し、骨粗鬆症を予防しましょう。

【対象者】 40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳の女性  
※令和2年4月1日～令和3年3月31日までに上記の年齢を迎えられる方

【検診日時】 随時（各医療機関診療日の診療時間内）

【検診料】 500円

※西都市国民健康保険に加入されている方は半額の補助があります。  
検診時に保険証をご持参ください。

※以下に該当する方は**無料**です。

- ① 市民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方  
（市民税非課税世帯の方は世帯の課税証明書を、生活保護世帯の方は生活保護受給証明書を提示してください。世帯の課税証明は、コンビニでは発行できません。）
  - ② 65歳以上の方で後期高齢医療保険に加入されている方  
（検診時に保険証をご持参ください。）
  - ③ 満75歳の方（検診時に保険証をご持参ください。）
- ※検診当日に保険証等の提示がない場合は、自己負担金が免除されませんのでご注意ください。

【申込方法】 以下の指定医療機関に直接お申込みください。

上野医院 44-5100	上山医院 43-1129	大塚病院 43-0016
この整形外科 43-2200	児玉内科クリニック 43-1777	三財病院 44-5221
すぎお医院 41-1177	鶴田クリニック 42-3741	

## 令和2年度 狂犬病予防注射を行います

令和2年度 第1回目の狂犬病予防集合注射を実施します。以下の日程にて各地区を巡回しますので、注射・登録を行ってください。

※犬一頭につき、**注射料金3,300円、登録料金3,000円**が必要です（注射は毎年1回接種、登録は生涯1回だけとなります）。

※注射は、この集合注射のほか**各動物病院でも接種**できます。

※**昨年度と実施時間や会場に変更**がありますのでご注意ください。

地区	実施日	時間	場所
東米良	5月11日 (月)	9:20 ~ 9:35	銀鏡集会所
		9:50 ~ 9:55	一ノ瀬バス停前
		10:10 ~ 10:25	市東米良支所
		10:55 ~ 11:05	岩井谷地区公民館

地区	実施日	時間	場所
三財地区	5月12日 (火)	9:00 ~ 9:15	戸敷井尻公民館
		9:25 ~ 9:35	前原公民館
		9:45 ~ 10:00	加勢消防器具庫
		10:20 ~ 10:30	元山公民館
		10:45 ~ 10:55	上三財地区健康増進施設
		11:10 ~ 11:20	三財囲公民館
		13:00 ~ 13:10	金倉公民館(旧)
		13:20 ~ 13:30	岩井谷公民館(三財)
		13:50 ~ 14:00	小森公民館
		14:15 ~ 14:25	門田公民館
		14:40 ~ 14:55	並木公民館
		15:10 ~ 15:25	市三財支所
		15:45 ~ 16:00	藤田地区集落施設

地区	実施日	時間	場所
都於郡地区	5月13日 (水)	9:00 ~ 9:15	中村公民館
		9:30 ~ 9:45	馬継谷公民館
		9:55 ~ 10:05	学供筑後館
		10:20 ~ 10:35	市都於郡支所
		10:50 ~ 11:05	黒貫公民館
		11:20 ~ 11:35	青山公民館
		13:30 ~ 13:45	荒武公民館
		13:55 ~ 14:10	旧農協山田出張所
		14:20 ~ 14:30	中山集落研修センター
		14:45 ~ 15:00	八木佐野公民館
		15:15 ~ 15:30	長園公民館
		15:40 ~ 15:55	岩爪公民館

地区	実施日	時間	場所
三納地区	5月18日 (月)	9:00 ~ 9:15	学供宮ノ下館
		9:25 ~ 9:40	三納球場
		9:55 ~ 10:10	竹ノ内公民館
		10:25 ~ 10:40	市三納支所
		13:30 ~ 13:45	長谷公民館
		13:55 ~ 14:15	九流水公民館
		14:25 ~ 14:40	平野集落研修センター
		14:55 ~ 15:10	(株)アグリ西都駐車場 (旧農協川北出張所)

<次ページへ続く>

地区	実施日	時間	場所
穂北地区	5月19日 (火)	9:00 ~ 9:10	竹尾集落研修センター
		9:20 ~ 9:35	穂北囲公民館
		9:45 ~ 10:00	上茶公民館
		10:10 ~ 10:25	茶白原体育館
		13:15 ~ 13:30	下水流公民館
		13:40 ~ 13:50	中須公民館
		14:00 ~ 14:20	市穂北支所
		14:30 ~ 14:45	穂北神社
		14:55 ~ 15:10	山城公民館
		15:20 ~ 15:35	杉安橋南詰

地区	実施日	時間	場所
妻地区	5月21日 (木)	9:00 ~ 9:15	松田公民館
		9:20 ~ 9:35	下山路公民館
		9:45 ~ 10:00	上山路公民館
		10:10 ~ 10:25	寺原公民館
		10:35 ~ 10:50	石貫公民館
		11:00 ~ 11:10	法元公民館
		13:30 ~ 13:45	学供三宅館
		13:55 ~ 14:05	学供清水館
		14:15 ~ 14:30	学供鳥子館
		14:40 ~ 14:55	学供赤池館

## ※注意事項

1. 必ず犬を制御できる人が連れてきてください。
2. 注射後2～3日は犬を安静にしてください。
3. 行き帰り、体温が上がらないよう犬を興奮させないでください。

地区	実施日	時間	場所
妻地区	5月22日 (金)	9:00 ~ 9:20	右松村公民館
		9:30 ~ 9:45	学供竹園館
		9:55 ~ 10:10	学供岡富館
		10:20 ~ 10:35	学供黒生野館
		13:30 ~ 13:45	白馬墓地西側駐車場
		13:55 ~ 14:10	調殿公民館
		14:20 ~ 14:35	山角公民館
		14:45 ~ 15:00	市体育館玄関前

地区	実施日	時間	場所
全地区	5月24日 (日)	9:00 ~ 9:15	都於郡地区体育館(鹿野田)
		9:25 ~ 9:45	市都於郡支所
		9:55 ~ 10:15	市三財支所
		10:30 ~ 10:50	上三財地区健康増進施設
		11:05 ~ 11:20	学供宮ノ下館
		11:35 ~ 11:50	市三納支所
		13:20 ~ 13:40	杉安郵便局前広場
		13:55 ~ 14:10	市穂北支所
		14:25 ~ 14:45	市民会館駐車場
		14:55 ~ 15:15	市役所北駐車場

※次の各事項に該当する犬は動物病院で相談してください。

1. 現在、病気等で動物病院にかかっている犬
2. 現在、妊娠している犬
3. 1カ月前後に他のワクチンを接種済み、または予定のある犬
4. 以前注射で副作用が起きた犬
5. 興奮する(しやすい)犬
6. その他、体調について相談したい犬

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

## 令和2年度「西都市住宅等リフォーム支援事業」のご案内

この事業は、市内在住の方又は転入予定の方が「市内の施工者」に工事を発注して、現在お住まいの木造住宅もしくは店舗のリフォーム工事を行う場合に、その経費を西都商工会議所ギフト券で助成する制度です。ただし、着工前の申請が助成対象の要件ですのでご注意ください。

この事業に関する申請書様式及びチラシは商工観光課にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます（QRコード参照）。  
なお、平成29年度以前にこの助成制度をご利用された方も利用できる場合があります。詳しくは、以下担当課までお問合せください。



### ●助成額

リフォーム工事・・・20万円を限度 対象工事費の20%（千円未満端数切り捨て）全額ギフト券で交付

●対象となる要件	●対象となる工事
<ul style="list-style-type: none"><li>①交付決定日以前に着工していないこと。着工前の申請のみ受け付けます。</li><li>②市内に本社若しくは本店を有する法人または市内に住所を有する個人が施工者であること</li><li>③総工事費が20万円以上であること</li><li>④住宅の場合は、個人の持ち家で自己の居住の用に供し市内に所在する住宅またはその予定の住宅であること（※賃貸住宅は対象外です。）</li><li>⑤店舗の場合は、持ち店舗で自己の事業の用に供し市内に所在する店舗またはその予定の店舗であること（※賃貸店舗は対象外です。）</li><li>⑥この助成金の交付を受けようとする者は、助成対象となる住宅が本人名義であること、助成対象となる店舗が本人または法人名義であること</li><li>⑦市税等を完納していること</li><li>⑧リフォーム工事は2021年3月31日までに完了し、実績報告書が提出できること</li><li>⑨対象工事が、この事業および本市の同様な助成制度による助成対象箇所と重複しないこと</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①増築又は改築工事</li><li>②屋根の葺替え、塗装又は外壁の補修等の外装工事</li><li>③壁紙の張替え、間取りの変更、床又は天井等の内装工事</li><li>④台所、浴室、脱衣所、洗面室又はトイレの改修工事</li><li>⑤建具、畳、ふすま、窓ガラス又はサッシ工事</li><li>⑥住宅等の電気設備改修工事又は給排水設備改修工事</li><li>⑦防音又は断熱化工事</li><li>⑧住宅等に付随するバルコニー等の設置又は補修工事</li><li>⑨住宅内または店舗内のバリアフリー化工事</li></ul> <p><b>※今年度、以下の工事は助成対象外となります。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・倉庫又は車庫の改修工事</li><li>・門扉、フェンス、柵又はブロック塀の改修工事</li></ul>

### ●交付申請受付及び問合せ先

商工観光課 産業振興係（43-3222）にて、**予算枠まで随時受付**しています。

（文書取扱：商工観光課）

## 子育て世帯等住宅取得助成金のご案内

西都市では、移住定住の促進及び若い世代の経済的支援を目的として子育て世帯等の住宅取得に助成金を交付しています。

### ●対象者の条件

- (1) 夫婦のどちらかが40歳未満、又は中学生以下の子どもを養育していること
- (2) 市税等を滞納していないこと
- (3) 自治会に加入すること

### ●助成金額

(1) 新築工事又は新築住宅の購入（1,000万円以上の住宅が対象）

- |                         |       |
|-------------------------|-------|
| ①申請者が転入者で市内業者が施工・販売する場合 | 100万円 |
| ②申請者が転入者で市外業者が施工・販売する場合 | 70万円  |
| ③申請者が市民で市内業者が施工・販売する場合  | 50万円  |
| ④申請者が市民で市外業者が施工・販売する場合  | 20万円  |

(2) 中古住宅の購入（500万円以上の住宅が対象）

- ①申請者が転入者の場合 50万円
- ②申請者が市民の場合 20万円

(3) 加算額

中学生以下の子ども1人につき10万円を加算

※但し、助成金合計の上限額は150万円となります。

### ●その他

新築工事の場合は着工前、住宅の購入の場合は引渡し前の申請が必要です。条件の確認など事前相談が必要となりますので、工事契約・売買契約後になるべく早く以下担当課までご相談ください。

詳細は市ホームページをご確認ください（以下QRコード参照）。



（文書取扱・問合せ：総合政策課 さいと力創造推進係 32-1000）

## 西都市住宅等除却事業のお知らせ

将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある住宅等の除却を推進し、地域の良好な居住環境の確保を図るため、市内に存する住宅等を自主的に除却する所有者等に対し、予算の範囲内において費用の一部を補助します。

### 《主な概要》

対象施設：市内に存する昭和56年5月31日以前に建築されたもので所有者等が個人である住宅等  
所有権以外の権利が設定されていないこと

対象者：対象施設の所有権を有しており、市税の滞納がない者など

主な要件：住宅等が存した敷地内を更地にする工事であること  
市内の施工業者が行う工事であること  
除却後の跡地について、3年を経過しないうちに、建築物の新築等、売買等、営利を目的とする事業に使用する等の活用する予定がないこと等

対象経費：住宅等の解体、撤去及び処分並びに解体後の土地の整備に要する費用

補助金額：対象経費の1/3以内（上限60万円）

事前相談：上記以外にも要件等があります。  
補助の対象となるかの確認及び提出書類等のご案内をしますので、生活環境課（43-1589）までお問合せください。

（文書取扱：生活環境課）

## 西都市 6次産業化推進事業補助金のご案内

～6次産業化を目指す農林漁業者の皆様へ～

市では、農林水産業の6次産業化を推進し、農林漁業者の所得向上を図るため、本市の農林漁業者が生産等を行った農林水産物を自ら又は商工業者と連携して加工・販売する取組みに対して補助金を交付します。

事業の活用を検討されている方につきましては、事前に農林課 農政企画係（43-0382）までご相談ください。

### ■補助内容

事業名	施設整備等事業	商品開発等事業	地域特産品開発事業
対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>本市の農林水産物の新たな加工に必要なとなる施設の整備、機械の導入に要する経費</li><li>※申請者が既に取組んでいる加工に関する施設整備や機械導入・更新等は認められません。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>本市の農林水産物や加工品を活用した新たな商品開発に要する経費（加工品は自らが生産する農林生産物を1/2以上使うこと）</li><li>既存商品の改善・改良に要する経費</li><li>上記商品の販路拡大・販売促進に要する経費</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>農林漁業者が商工業者と連携して、本市の農林水産物を生かした新たな特産品の開発を行うために要する経費</li><li>既存地域特産品の改善・改良に要する経費</li><li>上記地域特産品の販路拡大・販売促進に要する経費</li></ul>
補助金の額	補助対象経費の2分の1以内 (上限100万円)	補助対象経費の3分の2以内 (上限30万円)	補助対象経費の2分の1以内 (上限50万円)
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>市内に住所を有し、かつ、市税等の滞納のない方</li><li>認定農業者又は3戸以上の農林漁業者により構成された団体。ただし団体は、規約等の定めのあるものに限ります。</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>市内に住所を有し、かつ、市税等の滞納のない方</li><li>市内に住所又は活動の拠点を有する3人以上で組織された団体</li></ul>

### ■その他

施設整備等事業と商品開発等事業との併用も可能です。

### ■申込み

申請書類等は農林課でお渡しします。その際に補助事業の概要及び注意事項等をご説明します。

(文書取扱：農林課)

## 「市民提案型まちづくり事業補助金」について

～市民によるまちづくりをサポートします～

市では、「市民協働のまちづくり」の考えのもと、市民活動団体等を新たな公共の担い手として位置付け、市民活動団体等が自主的・自発的に企画して市のまちづくりのために行う事業に対し、経費の一部を補助し支援を行います。その様な事業等の実施を考慮しておられる市民活動団体等で興味をお持ちになった団体等は、市民協働推進課にお問合せください。

市ホームページにも情報を掲載していますのでご確認ください。

### (1) 初期活動サポートコース

市民活動団体等が市のために公益的な活動を開始するため、または、設立5年以内の市民団体等がその団体等の運営を軌道に乗せるために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の90%以内で30万円以下  
(2回目は27万円以下、3回目は24万円以下)

### (2) 西都づくりサポートコース

市民活動団体が企画して、西都市のまちづくり（地域の課題解決、イベントを含む）のために行う事業に対し補助を行います。

※補助率等：補助の対象となる経費の80%以内で50万円以下  
(2回目は45万円以下、3回目は40万円以下)

平成30年度に審査基準等を見直し、以前より利用しやすい補助事業になっております。申請をしたことのない団体はもちろん、申請したことのある団体についても積極的な申請をお待ちしています。

### ○申請期間：11月30日（月）まで

※申請手続きから交付までには時間がかかりますので活動の予定がある場合は、早めの申請をお願いします。

※補助金の交付状況により変更する場合があります。

※この補助金は、申請内容の審査会を行い、その結果に基づき市長が交付の可否を決定します。

(文書取扱・問合せ：市民協働推進課 43-1204)

## 令和2年度 手話奉仕員養成講座のお知らせ

西都手話サークルでは、手話を通じて聴覚に障がいのある人との交流をはかり、お互いに理解し合うことを目的とした手話奉仕員養成講座を次のとおり開催します。

あなたも一緒に手話をしてみませんか。

【日 程】 毎週火曜日 午後7時30分～9時30分  
(5月12日～令和3年3月23日)

【場 所】 西都市公民館 1階

【開 講 日】 5月12日（火）

【必要なもの】 印鑑・筆記用具・受講費用 5,754円程度  
(受講費用) ①テキスト資料代 3,754円程度  
②県聴障協ニュース 2,000円程度

【申 込 先】 福祉事務所 障害福祉係

【受付時間】 4月15日（水）～5月11日（月）  
平日（月～金曜日）  
午前8時30分～午後5時15分

※詳しいことは、障害福祉係までお問合せください。

○問合せ：福祉事務所 障害福祉係 43-1206

(文書取扱：福祉事務所)

## 「西都市商店街空き店舗活用推進事業補助金（募集）」のご案内

市では、空き店舗を有効活用して商店街の機能充実や活性化にチャレンジする事業者や市民団体等に対して、補助金を交付します。

- 1. 対象店舗** 商店会等に所在する商店街の空き店舗が対象となります。  
※空き店舗…過去に営業していた実績があり、過去3ヶ月以上営業が行われていない店舗
- 2. 補助事業者**
  - (1) 市税等の滞納がないこと
  - (2) 空き店舗の所有者、所有者の配偶者及び二親等内の血族または姻族並びに所有者と生計を一にする者でないこと
  - (3) 出店または営業に際して、法律に基づく資格及び許認可を受けていること。もしくはその資格取得が確実に見込まれること
  - (4) 原則として週5日以上、1日7時間以上（午前11時から午後2時までの3時間を含む）の営業ができ、かつ、出店後同一の場所において2年以上継続して営業ができること
  - (5) 直接、営業に携わること
  - (6) 既に市内の店舗において事業を営んでいる場合においては、当該の移転でないこと
  - (7) 経営指導を受け、継続的に営業できる具体的な経営計画を有すると認められること
  - (8) 西都商工会議所及び当該空き店舗がある区域の商店街振興組合又は商店会に加入すること
- 3. 対象となる主な業種** 小売業、飲食業、サービス業など（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種は除きます。）
- 4. 補助の内容**

補助対象経費	補助率	補助限度額
出店に必要な改装設備経費（主に内装・外装工事が対象。備品及びじゅう器などの購入費を除く）	2分の1以内	50万円
出店に係る店舗賃貸借契約に基づく経費（敷金・礼金等を含む賃貸借に係る経費や店舗改装時に発生する家賃）	2分の1以内	8万円
- 5. 補助申請の募集期間** 5月11日（月）まで ※申請用紙は商工観光課 産業振興係で配布しております。  
募集後に審査会を行い、補助事業者を決定します。現在審査会開催日は未定ですが、5月下旬頃の開催を検討しております。
- 6. その他** 申請者には、補助申請後審査会にて、事業内容のプレゼンテーションを行っていただきます。  
補助金の決定を行う前に事業に着手している場合は、補助の対象外となります。
- 7. 問合せ先** 商工観光課 産業振興係 43-3222

（文書取扱：商工観光課）

## たかなべ障害者就業・生活支援センター 出張相談について

西都市において、「たかなべ障害者就業・生活支援センター」による出張相談が、次のとおり行われます。

- 【相談日】 毎月第3木曜日
- 【時間】 午前9時～12時
- 【場所】 西都市保健センター 1階 相談室
- 【対象者】 障がいのある方およびそのご家族の方、企業の方
- 【相談内容】 障がいのある方の就職や生活の相談  
企業の障がい者雇用に関する相談など

詳しくは、たかなべ障害者就業・生活支援センター（32-0035）までお問合せください。

（文書取扱：福祉事務所）

## 宮崎県発達障害者支援センター 出張相談について

西都市では毎週1回、宮崎県発達障害者支援センターによる出張相談が開催されております。

日時：毎週火曜日 10時～16時  
場所：西都市保健センター

※日によって場所が異なることがありますので、事前にご確認をお願いします。

対象者：発達障害をもつ方や発達障害の疑いのある方、及びその家族または関係する方

問合せ先：宮崎県発達障害者支援センター 0985-85-7660

（文書取扱：福祉事務所）

## 高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

予約が必要ですので

高鍋年金事務所に電話でお申込みください

高鍋年金事務所では、年金に関する各種手続きについて出張相談を行っています。老齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談もできますので、ご利用ください。なお、予約が必要ですので高鍋年金事務所に電話でお申込みください。

【相談日】 5月21日（木） 次回は6月18日（木）

【時間】 10時～12時、13時～15時

【場所】 市民課 年金係

### 年金相談は事前に電話予約が必要です

【予約先】

高鍋年金事務所 0983-23-5111

【予約方法】

- 相談日の1カ月前から受付します。  
（例：5/21の相談日の場合は、4/21から受付開始）
- 電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。  
また、年金相談日に持参するものをご確認ください。
- 相談日にはできるだけ本人がおいでください。  
代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

（文書取扱：市民課）

## 司法書士による消費生活無料相談を ご利用ください

西都市では司法書士による無料の消費生活相談を行っています。借金問題、訪問販売や架空請求による被害などでお困りの方は是非ご利用ください。

日時：5月12日（火）、6月2日（火）  
13時～16時

※相談時間はお一人約30分です。

場所：西都市コミュニティセンター1階 相談室  
申込先：生活環境課 市民生活係 43-1589

※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。

（文書取扱：生活環境課）

## 行政相談のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人（JR、日本郵便株式会社等）の仕事について、皆様から受けた苦情や意見・要望などを公正・中立な立場から、解決や実現を促進するお手伝いをしております。相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

〈定例行政相談所〉

日時：5月14日（木）、6月11日（木）  
午前10時～12時

場所：西都市コミュニティセンター1階 相談室

（文書取扱・問合せ：生活環境課 市民生活係 43-1589）

## 西都市青少年育成センター便り

「あの子どもこの子どもみんなの子」  
を合い言葉に

みんなで守ろう地域の子  
みんなで育てよう地域の子

まず、

- ◇大人同士であいさつを交わし、知り合いになり、遠慮のない話や相談ができる地域づくりに努めましょう
- ◇あいさつや声かけをし、地域の子どもを知りましょう

その上で、

- ◇子どもたちの様子をしっかり見守り、よいことは褒め、悪いことはきちんと指導しましょう
- ◇地域の活動には親子で一緒に参加しましょう
- ◇力を合わせて子どもたちの登下校の安全確保に努力しましょう
- ◇不審な行動をとる人を見たら、すぐに警察や学校に連絡しましょう

子どものことで悩みはありませんか。  
気軽にお電話ください。

受付は火・水・木曜日 午後1時～4時 しんみに いろいろ 43-1616

（文書取扱：西都市青少年育成センター[社会教育課内]）

## 図書館だより5月号 西都市立図書館 (43-0584) 5月の休館日7・11・18・25日

### ★母の日イベントを開催します

「いつもありがとう。お疲れ様」と感謝の気持ちを込めてイベントを開催します。

日時：5月10日（日）午前10時～12時

内容：『アロマを使ったスプレー』

料金：500円

定員：15組（準備物なし）

※詳しい内容は図書館にお問合せ下さい。

### ★利用者カード入れ、おしりしおりがもらえるスタンプラリー

図書館で借りた本の感想を書くと、スタンプがもらえる「レビュースタンプラリー」

スタンプを6コ集めると、手作りの動物のおしりがくっついた「おしりしおり」や「図書館利用者カード入れ」がもらえます。

たくさんのご参加お待ちしております。

### ★SDGs（エスディーズ）の展示を行っています

SDGsって知っていますか？

2015年9月、世界中の人々がこれから先もずっと幸せに暮らしていくために世界193の国が、すべての人や私たちの地球にとって重要な問題を話し合い、2030年までに達成を目指す17個の目標を立てました。この掲げた目標のことをSDGsと言います。

関連本をたくさん集め展示を行っています。ぜひ、ご覧ください。

### ★香典返し・一般寄付の受付を行っています

本の購入にあてさせていただきます、有効に活用させていただきます。

### 【一般図書新刊のご案内】

- ◎鉄道珍百景（坪内 政美）
- ◎ひとりでも一生お金に困らない本（日経BP）
- ◎人生は苦である、でも死んではいけない（岸見 一郎）
- ◎人を傷つける話し方ほっとさせる話し方（渋谷 昌三）
- ◎筋肉の機能・性質パーフェクト事典（石井 直方）
- ◎ピントの決め方ぼかし方（日本カメラ社）
- ◎修道院のお菓子（丸山 久美）
- ◎一行でわかる名著（齋藤 孝）
- ◎忙しい人のためのきほんの料理（大庭 英子）

### 【児童図書新刊のご案内】 ☆は絵本です

- ☆うまれたよ!ダンゴムシ（皆越 ようせい）
- ☆こんなおおきなかず、みたことある？  
（セス・フィッシュマン）
- ☆どうぶつのことば（スティーブ・ジェンキンズ）
- ☆空とぶ船とゆかいななかま（バレリー・ゴルバチョフ）
- ☆さくらがさくと（とうごうなりさ）
- ◎どっちが強い!ゾウアザラシVSホッキョクグマ（ジノ）
- ◎枕草子 平安女子のキラキラノート（福田 裕子）
- ◎「あかつき」一番星のなぞに生まれ！（山下 美樹）